

研究ノート

伏見宮貞成親王の尊号宣下

——後光嚴院流皇統と崇光院流皇統の融和——

田 村 航

はじめに

十五世紀に後小松・称光・後花園・後土御門とつづいた天皇のうち、後花園については天皇の權威とその皇統の二点が主な研究課題とされてきた。

前者については、伊藤喜良氏⁽²⁾と今谷明氏⁽³⁾が永享の乱（一四三八～三九）以降の綸旨の増加から天皇の權威の上昇を唱え、逆に富田正弘氏⁽⁴⁾と堀新氏⁽⁵⁾は足利義満期以来、綸旨の増加とは無関係に朝廷の室町殿への依存は変わらなかつたと主張した。

後者は、後花園天皇が後光嚴院流と崇光院流、いずれの皇統を継承したのかという問題である。観応の擾乱（一三五〇～五二）以来、北朝（持明院統）の皇統は後光嚴院流と崇光院流に分裂し、皇位を独占しながら断絶した後光嚴院流を、崇光院流（伏見宮）出身の後花園天皇が、正長元年（一四二八）に後小松院の猶子として相続した⁽⁶⁾。このことに対する先行研究の見解は二分され、村

伏見宮貞成親王の尊号宣下（田村）

田正志氏⁽⁷⁾と横井清氏⁽⁸⁾は後花園の実父伏見宮貞成親王（後崇光院）の尊号宣下までを見とおして、皇統が後光嚴院流から崇光院流に転換したと指摘する⁽⁹⁾。一方、新田一郎氏⁽¹⁰⁾と久水俊和氏⁽¹¹⁾は後花園がひとたび後小松院の猶子となつた以上、存続した皇統は後光嚴院流のほうで、その繼承者としての後花園の立場は、貞成の尊号宣下に左右されるものではなかつたと指摘する。

後花園の皇位継承の特殊性から、綸旨の増加とは別にその皇統の研究も必要である。そして先学の研究成果では、貞成の尊号宣下が後花園の皇統を決する判断材料とされている。しかも近年の研究は後花園を後光嚴院流皇統の繼承者とする傾向にあるが、尊号宣下における貞成の立場については、必ずしも見解が一致しているわけではない。久水氏は貞成の尊号宣下を後花園の「家督的父子關係」とは異なる「血縁的実父」としてのものと理解するが、一方、木柄豊氏は後掲の『師鄉記』にもとづき、貞成の尊号宣下を後花園の「傍親」としてのものとする。いずれが妥当な見解な

のかという点にくわえ、末柄氏は後花園の「傍親」とはいかなるものなのか、具体的にはしめしていないため、後花園の「血縁的実父」と「傍親」の相違および関係をふくめて闡明する必要がある。

さらに貞成が後花園に提出した尊号辞退の報書をめぐり、横井清氏が字義どおりの辞退とするのに対して、久水氏は形式的なものと見なし、その内実は尊号の拝受だったとする。この点についても、いずれが妥当な見解なのか、闡明する必要がある。

以上から本稿では後花園天皇が後光嚴院流と崇光院流、どちらの皇統の繼承者だったのかという問題を貞成親王の尊号宣下をとおして検討し、そのさいの貞成と後花園の続柄と、その後の貞成の位地をあきらかにしていきたい。そのうえで貞成の尊号宣下にまつわる政治的な事情と後代への影響についても見てみたい。

一 後光嚴院流皇統の繼承者としての後花園天皇

(一) ふたつの皇統のあいだで

久水俊和氏は十五世紀の皇統について後光嚴院・崇光院・後円融院の追善供養から当時の天皇家が後光嚴院流皇統を正統とし、後花園もまた後小松院の追善供養をとおしてこれを繼承する意識をもっていたといふ。¹⁸⁾

おおむね妥当な説だが、十五世紀半ばまでは後花園と廷臣のあいだで意識の齟齬が存し、廷臣間でも後花園を後光嚴院流と崇光院流、どちらの皇統の繼承者とするのか、見解が一致していたわけではなかつた。

永享五年（一四三三）十月の後小松院の没後に¹⁹⁾、後花園が諒闇をおこなうか否か、すなわち後花園が後光嚴院流皇統と生家の崇光院流皇統（伏見宮）、いずれの繼承者なのかという問題が出来し²⁰⁾たのは、後小松院の猶子になつても後花園の後光嚴院流皇統の繼承が確たるものと見なされなかつたからである。後花園は即位時に評された「所詮他流之繼体也」の言葉どおり、崇光院流皇統の繼承者になる余地を胚胎していたので、諒闇の実施を主張する満済や一条兼良たちに対し、足利義教・二条持基・広橋兼郷は後花園が崇光院流皇統を繼承してもおかしくないという立場から籠を提唱した。その結果、後花園の後光嚴院流皇統の繼承が確定した²¹⁾。しかし、これで後花園の皇統が不動のものになつたわけではなく、以降も崇光院流皇統との関係を問い合わせられる事態がつづいた。

まずこの問題は文安元年（一四五四）四月、後花園の生母庭田幸子の准后宣下のさいに生じた。後花園は庭田幸子の准后宣下を実母としておこなつてよいかどうかを一条兼良に諮問した。なぜなら後花園の義父母の後小松院と光範門院（日野西資子）がすでに死去し²²⁾、存命中の親は貞成親王と幸子だけだったからである。

これに對して兼良は実母としての宣下でさしつかえないと答申し、その旨の勅書が作成された。しかし後小松院の近臣という立場から、万里小路時房がこれに異を唱えた。すなわち光範門院が国母である以上、幸子を勅書で「朕之母」と表記してはならないと主張したのである。この文言は「一向御母儀之分不思食歟」と後花園が幸子との母子関係を絶ち、後光嚴院流皇統を繼承したはず

だと信じていた時房にとつては寢耳に水であつた。そこで時房は後花園に勅書の改変を訴えたが、後花園の「不_レ及_二改作」との観慮でとりあげられることなく、勅書はそのまま用いられた。時房は国母たる光範門院の諒闇がおこなわれなかつたばかりか、後花園が幸子を母と公言したこと、その崇光院流皇統への傾斜をいぶかしんだ。

つぎに文安四年に貞成親王に尊号宣下をする話が出来したさいにも、万里小路時房は「後光嚴院御一流、忽可_レ為_二斷絕之儀歟」²⁵と反対し、もし宣下をおこなうとしても、後小松院と後花園の「御父子御契約」を変えないために、貞成を「他人」として宣下する告文を後小松院の陵墓にたてまつるべきだと主張した。²⁶これに対しても宣下を「只無豫議」と全面的に賛成した近衛房嗣と一条兼良は、時房の主張をみとめつゝ、山陵使の派遣については「伏見宮尊慮中□事々數之様哉」と聞き容れなかつた。²⁷

このように後花園の後光嚴院流皇統の繼承は、崇光院流皇統との関係をめぐり、決して安定的なものではなかつた。しかしながら貞成の尊号宣下で、後花園自身が後光嚴院流皇統の繼承者としての立場を明確にし、これに決着をつけたところから十五世紀半ばをひとつ目の節目と見なしうる。それでは貞成の尊号宣下はどのようにおこなわれたのだろうか。

(二) 貞成親王の尊号宣下

貞成親王の尊号宣下については「康富記」文安四年(一四四七)²⁸十一月二十七日条に詔書の全文とその作成事情が記される。詔、朕以_三寛德_一承_二嘉符_一、負_二鳳辰_一正_二鳥紀_一。軒丘之就日、未

レ照蒼生之心。皇家之聖風、盍_レ育_二華夷之俗。抑貴_レ親者礼、昵_レ族者仁。因茲為_二闢_一朝章於奕代、忽獻_二峻號於射山。洞戶迎春、根_レ美益馥。汾陽置浪、金石列声。是則治世之大猷、達道之厚化。粗雖_レ無_二旧典之準的、今特加_二新制之崇儀_一。宜上_二尊号_一、為_二太上天皇_一。普告_二遐邇、俾_レ知_二朕意_一。主者施行。

文安四年十一月廿七日

廿七日三
字御画也

柱下之父卿公令草進給之歟。抑踐祚之初、後小松院御猶子之沙汰在_レ之。為_二其分_一被_二行來_一事等在_レ之。而頃年有_二必_レ然之儀。仍御母儀令蒙_二准宮宣_一給之時、被_レ載_二實母儀_一母也云々。今度詔書文章可_レ為_二何様哉。以_二實父儀_一可_レ草進_二歟否_一由_二由_一。柱下付_二伝奏_一霜卿_一、内々伺申処、有_下被_二仰出_一子細_一、此分草_二進_一之。且談_二申執柄_一之由、前相公令_レ語給。太上天皇尊号、於_二漢高祖皇帝_一被_レ始_レ之。

後花園天皇は後小松院の猶子として践祚し諒闇まで実施したのに、庭田幸子の准后宣下のときのように、それにそぐわない事態も出来した。そこで詔書の作成者唐橋在治は、かつて幸子の勅書を草進した立場から、貞成も同様に実父と遇するかどうかを後花園に尋ねたが、右では「此分草_二進_一」と記されるばかりで、いかなる結果にいたつたのか判然としない。それどころか、一条兼良が唐橋在治の質問に答えたものとおぼしい、劉太公すなわち漢の皇帝劉邦の父が帝位につかず太上皇帝になつたとの記載²⁹は、貞成が後花園の実父として尊号宣下を受けたかのようにさえ思わ

せる。しかし『師郷記』同日条をひもとくと、そうではなかつたことが判明する。

今日伏見殿尊号 宣下也。上卿按察大納言公保^{(三)条西}・奉行頭左大辨^(坊城)

俊秀朝臣^(清原)・四位大外記業忠真人^(小機)・奉行頭左大辨^(清原)・六位外記

康顯少内^(吉田)・史盛時^(新任)・大内記在治・中務少輔兼敏^(吉田)等参陣。依

レ為御法体御隨身 宣下無レ之云々。封戸 宣旨有レ之云々。

陣儀了、上卿被引^(本所)。次第儀有レ之。被補院司^(吉田)。殿上

始・序始等有レ之。今夜昇殿々上人 散状分十八人。然而九人

ハ不^レ参^レ之。

今夜官務持參封戸 宣旨^(通)之。詔書之趣、兼日大内記草案両通、

内々備^(通)叢覽^(通)。一兩ハ為御嚴親分^(通)、一通ハ為御傍親分^(通)。

而可レ為御傍親分^(通)之由、被仰出^レ之。仍其分定云々。

まず「康富記」では詔書の実際の作成者は唐橋在豊だったかと推定するが、作成にあたり、その息の在治が後花園の意向を内々に確認した点は右と一致する。確認したことだけを記す「康富記」に対して、右からは在治が貞成を後花園の「嚴親」とするものと「傍親」とするものと、二通の詔書を作成し、叢覽に供したことまで判明する。

〔厳親〕は、たとえば「今上嚴親、入道無品親王貞成」のよう

に、血のつながった実の親をさし、「傍親」は、たとえば坊門院範子の死没時の記載「斎宮・斎院⁽³²⁾親之外、無傍親服⁽³³⁾之由、先例有沙汰」で「二親」と対比されるように、傍系の親族を意味する。

在治が作成した二通の詔書、すなわち貞成を後花園の「嚴親」

とするものと「傍親」とするものに対して、後花園は後者を採択したのである。

そして『建内記』同日条には「凡非帝位人尊号、後高倉院

嚴父^(但)之謂也。後龜山院^(當朝)之謂也。兩度也。今度之儀、浅自後高倉

院、深自後龜山院者歟」と記され、貞成の尊号宣下は、不登極帝として尊号を得た後高倉院（守貞親王）と後龜山院のうち、後堀河天皇の「嚴父」として宣下を受けた前者の例には及ばぬもの、南朝につらなる後者の例を超えるものととらえられた。

右の後花園の意向は、詔書の文面からも読みとれる。「軒丘」と「就日」から後花園は古代中国の黄帝と堯になぞらえられ、その上位者を象徴する「射山」と「汾陽」から貞成を上皇にすることが明言された。その理由は「貴親」すなわち父親の尊重にともめられ、一見貞成を「嚴親」としているかのように見えるが、つづく「昵族」すなわち同族との親睦からやはり貞成を「傍親」としている。これは文安五年二月二十二日、唐橋在豊が作成した貞成の尊号辞退の報書と対応し、ここには「唯以⁽³⁴⁾鷦族之高義、豈⁽³⁵⁾尊親之憲章」と見え、貞成の尊号宣下は同族への厚意のみによつてなされたもので、父親に対する敬意を受けるわけにはいかないと記される。⁽³⁶⁾

それでは、後花園の「傍親」としての貞成は、後花園といかなる統柄になるのだろうか。貞成はその親王宣下にあたり、後小松院の猶子になったところから、おそらく後花園の兄である。この点については次節で詳述する。

以上、文安四年十一月の尊号宣下の直前まで、貞成親王を後花

園天皇の直系の父親とするのか、傍系の親族とするのかという問題が生じたものの、結局後花園は後者を選択して尊号を贈った。

正長元年（一四二八）に後小松院の猶子として後光厳院流皇統を継承した後花園は、永享五年（一四三三）の諒闇問題でその立場が再確認されても、生家の崇光院流皇統（伏見宮）との関係を絶ち切れず、この皇統に傾斜することもあったが、貞成の尊号宣下で自身の後光嚴院流皇統の継承を明確にしたのである。しかし諒闇問題で一度は決したはずの後花園の後光嚴院流皇統の継承が必ずしも安定的ではなかったように、はたして後花園は貞成の尊号宣下以降もその立場を堅持できたのだろうか。このことを確認するために、次節では貞成の葬礼をとりあげたい。

（三）貞成親王の葬礼

康正二年（一四五六）八月二十九日、貞成親王は八十五歳で死⁽⁴⁰⁾去⁽⁴¹⁾した。一箇月後には遺詔奏がなされ、後花園天皇は錫紵を着した⁽⁴²⁾。この錫紵を内蔵寮が調進した関係から、山科顯言は『禁裏御錫紵之事、同若宮御方御軽服御服之事』をしたため、ここには次のようない記載がみとめられる。
一、今度御錫之儀、去八月廿九日、後崇光院崩御ノ故也。雖レ為ニ実御父、当今ハ後小松院御猶子之間、雖レ不可レ有ニ御錫紵、以ニ新儀御兄弟之分ニテ此儀有ト云々。（中略）
一、今度若宮ノ御方御軽服ハ御伯父之分也。

後小松院の猶子となつた後花園は本来貞成のために錫紵を着す

ることはできなかつたのだが、「御兄弟之分」という特例でなされたという。これにともない、後花園の皇子成仁王（後土御門天

皇）は祖父ではなく「御伯父之分」として軽服になつた。

右からは、まず後花園が後小松院の猶子としての立場、すなわち後光嚴院流皇統の継承を崩していないことが確認できる。つきに実父の貞成を「御兄弟」として弔つたのは、後花園が貞成の尊号宣下を「傍親」としておこなつたのと通じる。以上の二点から、右は尊号宣下と同じ論理で貫かれていることがわかる。

同時に、右で後花園が本来なら叶わなかつた貞成の葬礼を「新儀」としておこなつた点にも留意しなければならない。後小松院の猶子となつた時点で、後花園は貞成と絶縁し「他人」となつた⁽⁴³⁾ため、実父の諒闇をみとめられない可能性があつた。錫紵を着することができなかつた理由もここにもとめられるが、後花園はえてこれを破つたのである。この「新儀」により後花園は生家との絶縁した状態を前進させ、継承こそしなかつたものの、崇光院流皇統（伏見宮）との関係を再構築したのである。しかもこの「新儀」は貞成の葬礼にはじまつたのではなく、すでにその尊号宣下も「新制之崇儀」として同様の措置がとられていた。これをふまえれば、やはり貞成の尊号宣下は重要な節目と見なせよう。それでは、後花園の「傍親」として尊号宣下を受け、「御兄弟」として弔われた貞成は、この間どのような位地にあつたのか。

二 尊号宣下後の貞成親王（後崇光院）

（一）貞成親王の尊号辞退について

たため、宣下後の布衣始は異例のもの⁽⁴⁶⁾で、御隨身始もおこなわれなかつた。そして文安五年（一四四八）二月二十二日に貞成は尊号辞退の報書を提出した。

この出来事について横井清氏は実際に貞成が尊号を辞退したとするが、一方、久水俊和氏は『国史大辞典』の義江彰夫氏執筆「御辞書」の項目にもとづき、尊号宣下は形式的に辞退する慣例があるため、この場合も内実は尊号の辞受だったとする。通常、尊号宣下を受けたら、これを辞退する報書を提出し、さらにこれに対して勅答で慰留することで、最終的に尊号の受諾が実現する。はたして貞成の場合はどうだったのか。『康富記』文安五年二月二十二日条にはこういう記載がある。

更藏人頭右大辨資綱朝臣参院、於殿上東面簀子被申入。

勅答重可被申之由、頭左大辨俊秀朝臣出逢承之、被奏
レ院了。

貞成が尊号辞退の報書を提出したあと、柳原資綱が参院し、勅答はあらためてだと申し入れた。『看聞日記』同日条の「申今日無御返報由」と合致するが、こののち勅答がだされた形跡がないため、貞成は慰留されることのないまま、尊号を辞退したかのように思われる。後花園の親政と相まって、貞成の尊号宣下の特殊性からありえないことではない。しかし、以降の貞成はだされたとおぼしい。あるいは勅答をだすという申し入れが、すでに貞成の尊号辞退の慰留を意味していたのかもしれない。いずれにせよ、横井氏より久水氏の説のほうが当を得ていそうである。⁽⁵³⁾

以下確認していきたい。

(二) 貞成親王の呼称と御所
貞成親王は報書の儀ののちも一貫して「仙洞」「院御所」「法皇」と呼ばれ、『康富記』では貞成が法然自筆の往生絵を「叢覧」したとも表記される。これらは単なる修辭といえず、享徳年間（一四五二～五五）には、清原業忠や中原康富をはじめ「院上北面」を許されるものがあらわれ、貞成の御所は「仙洞」としての体裁を整えてもいた。

(三) 上皇の年中行事
さらに貞成親王は年中行事からも上皇の位地にあったことがうかがえる。

まず文安五年正月一日、一条兼良は関白として廷臣を率い、後小松院以来おこなわれなかつた院拜礼を再興させた。⁽⁵⁷⁾これは貞成が尊号辞退の報書を提出していないときの出来事だが、提出後も依然継続し、宝徳二年から康正二年（一四五〇～五六）まで確認できる。飯尾為種（永祥）の『撮瓊集』では朝廷の年中行事のひとつとして「院拜礼事」をかかげ、享徳三年という同書の成立時期と、伏見宮の別奉行に任じた為種の立場から、これは単なる知識にとどまらず、現実に貞成がおこなっていたものを反映したとも考えられる。

つぎに室町殿（足利義政）による正月十日の院参も、宝徳四年から康正二年まで確認でき、おそらく毎年の恒例行事だった。これも後小松院を例とした節がある。

室町殿は年始以外の院参もおこない、はじめて参内した宝徳元

年から話題にのぼり、翌々年に実現した。このとき義政は貞成より『和漢朗詠集』等を下賜された。これを承けて翌年正月の院参が実現し、以降恒例行事となつたようである。

(四) 天皇・室町殿との関係

貞成親王と足利義政は前節のような実際上の交渉にさきがけて、比較的早い段階、すなわち報書の提出直後から、ある種の政治構造を形成し、これには天皇も関与していた。たとえば『康富記』文安五年七月八日条にはこう見える。

重有出御⁶⁴。有御頂戴⁶⁵者□⁶⁶。御舍利廿粒被⁶⁷召、八粒被⁶⁸進⁶⁹室町殿⁷⁰家武、一粒被⁷¹進⁷²仙洞⁷³、十粒被⁷⁴召⁷⁵置⁷⁶禁中⁷⁷、其余不⁷⁸被⁷⁹下⁸⁰之。勅封被⁸¹付⁸²御判⁸³如⁸⁴元被⁸⁵返⁸⁶付寺家⁸⁷云々。今度武家御所望之間、被⁸⁸召出⁸⁹者也。

後花園と義政と貞成の三者で東寺の仏舍利の奉請にあずかった記事である。橋本初子氏は東寺からの仏舍利の奉請は代々の政権の加担者でなされてきたと指摘し、これをふまえれば、右は天皇と室町殿と上皇としての當為と見なすことができる。

義政が八代將軍の宣下を受けた文安六二宝徳元年以降も同様⁶⁷、清原業忠が任少納言の拝賀を室町殿・仙洞・禁裏でおこなつたところに、三者の並びた姿が見てとれる。

これは義政期特有の政治構造で、貞成が尊号宣下を受けたからこそ成り立つものであった。一見すると石原比伊呂氏が唱えた、足利將軍家家長と院・天皇の父子で構成される北朝天皇家との関係が想起され、実際に氏は足利義教期の貞成と後花園の関係を、後小松院と称光天皇の父子関係に准じたものとする。⁶⁹次章で詳述

するところ、義教期の貞成と後花園の関係は父子と見なしてよいが、義政期においてはふたつの点で異なる。ひとつは貞成と後花園の関係が父子ではなく「傍親」＝兄弟である点、ふたつは貞成が尊号宣下を受けているかいないかという点である。

義教期⁷⁰とくに永享七年(一四三五)の伏見からの上洛以降、「上皇」⁷¹とされるが、正式な上皇ではなく、それゆえ制度との齟⁷²がしばしば出来した。

たとえば『看聞日記』永享九年十月三日条ではこういう記載がなされる。

一、参之時、主上御礼如何。

答、親王為⁷³親父⁷⁴、主上參会先例未⁷⁵聞。主上・上皇

父子之御礼ハ先規勿論、於⁷⁶父之親王無⁷⁷其例之間、只

親王・大臣之礼可⁷⁸為⁷⁹准拠歟。

後花園天皇の室町殿への行幸に、貞成がいかなる立場で參会するべきなのかを、関白二条持基に問い合わせたさいの回答である。「主上・上皇父子之御礼」への言及は、貞成が「上皇」に見立てられたからだが、実際にこれを先例とするわけにはいかず、かといつて天皇の「親父」としての親王の參会は先例がなく、結局「准拠」として「親王・大臣之礼」が提案された。佐藤進一氏によれば「准拠」とは本来別個の甲と乙を比較してつりあうように塙梅⁷⁴することで、先例がなかつた場合のよりどころとされたものである。この場合の甲が「父之親王」ならば、乙は「親王・大臣之礼」で、完全に一致するわけではないから、乙は甲の「先例」

とはならないものの、「准拠」としては比肩しうるということになる。かかる提示がされたのは、貞成が制度的な上皇でなかったことにくわえ、純然たる親王でもなく⁽⁷⁵⁾天皇の「親父」という立場にあつたからである。この立場が衆目の一致するところでも、律令制の序列に照らしあわせると、貞成は「親王・大臣之礼」を超えることができなかつた。ここに尊号宣下前における貞成の礼遇の限界が見てとれる。⁽⁷⁶⁾

また貞成が尊号宣下を受ける直前の文安四年（一四四七）二月には、「一世王以下の皇族を貞成の猶子として親王宣下が可能なかどうかが問題となつた。⁽⁷⁷⁾仁和寺相応院の弘助法親王（崇光院皇子）が貞成に常磐井宮直明王（亀山院玄孫）の三男を猶子にすることをもとめ、そこで貞成が太政大臣の一条兼良に尋ねたところ、不可能と回答された。弘助法親王がかかる要求をしたのは貞成が「上皇」になぞらえられたからで、従前の上皇と同じ役割が期待されたとおぼしい。⁽⁷⁸⁾また兼良が難色をしめたのは貞成が制度にもとづく正式な上皇ではなかつたからであろう。このときみとめられなかつた措置が、貞成の尊号宣下後には可能になつた点も傍証たりうる。宝徳元年（一四四九）の常磐井宮直明王の息恒弘王の法親王宣下⁽⁷⁹⁾と、享徳四年（一四五五）の木寺富邦康王（後二条天皇五世孫）の親王宣下はともに貞成の猶子としてなされたものである。⁽⁸⁰⁾ここからも貞成の尊号宣下前後の相違がうかがえる。これはそのまま義教期と義政期の相違である。

（五）尊号宣下後の文芸活動

宝徳二年十一月、貞成親王は歌合を開催した。王権を誇示する

という歌合の政治性にかんがみれば⁽⁸¹⁾、この歌合は貞成の上皇たることをしめす意味合いがつよい。実際『宝徳二年十一月仙洞歌合』の跋文にはこう見える。⁽⁸²⁾

おほん歌合の判つかふまつるべき仰せことをうけ給はるにつけて、これをかたくのかれ申せば、そのおそれまことに深し。なましひにしてしつけ侍は、この道かへりて浅く覚え侍り。かた／＼すゝみしりそくにきはまり、いよ／＼よしあしもまとはれぬへく侍れど、白川の流れ千年すむへく、緑の洞の風よろつ代経へき道の栄えをよろこひ侍はれ、面を牆にする恥を忘れ、時にあたれる勅をそむかさるばかりに、のちの日のあさけりを知らざるものなるへし。

右の「白川の流れ千年すむへく」「緑の洞の風よろつ代経へき道の栄えをよろこひ侍はれ」は白河院以来上皇の座が繼承され、これに貞成が収まつたことを寿いだ文言で、尊号宣下の披露といふこの歌合の性格をあらわしている。

右の跋文をものした一条兼良は歌道家の出身でないばかりか、判者の経験さえないので、この歌合では貞成から判者の役を仰せつけられた。これは異例の人選で、そのため歌道師範の飛鳥井雅世（祐雅）は自身を判者にするよう主張し、一方で兼良の判に対する疑問や兼良に和歌の口伝のないことを嘆く向きもあつたが、最終的には兼良と雅世の共判というかたちにおちついた。雅世は貞成の縁戚にあたるため、第一に判者に指名されてもよさそうなのが、兼良のほうが優先されたのは、おそらく兼良が崇光院流皇統（伏見宮）を支援する立場にあつたからである。兼良は永享

五年の諒闇問題では後小松院の意に沿つて崇光院流の再興をみと

めなかつたのに、文安年間以降（一四四四）は貞成の尊号宣下に賛成するようになり、院拜礼を再興させたほか、子息の惠助を貞成の猶子にして、貞成の没後に仁和寺相応院に入室させるまでにいたつた。こうした緊密な関係が貞成に兼良を優遇させた模様である。⁸⁷ 一貫して後光嚴院流皇統を支持しつづけてきた万里小路時房が、兼良の作成した貞成の尊号宣下の次第を酷評したのも、かかる事情の反映であろう。

また享徳二年十月には、貞成親王は和歌御会始を開催した。和

歌御会始は年頭におこなう恒例行事で、後柏原天皇が文龜年間（一五〇一～〇四）に開催したものと祖型とし、これとは別に上皇の代始を表明する場合にもおこなわれた。小川剛生氏は両者を区別するために前者を「御会始」、後者を「代始会」と呼び、「代始会は即位儀礼にも近似した意義を有しております、治天の君が開催に執心したものこの点にかかる」と指摘する。⁹⁰ 貞成は治天でこそなかなかたもの、和歌御会始をもよおした理由はここにもとめられる。

この和歌御会始については『有俊卿記』享徳二年十月二十五日条がくわしい。まず開催にあたっての御教書案を見てみよう。

庭松久緑

右和哥題來廿三日可レ被^レ披講^ニ、凝^ニ風情^一、可^レ下令^ニ預參^ニ給^レ上之^ニ由、

院御氣色所^ニ候也。^{（註田）}

右中將雅行

——殿

ここから題が「庭松久緑」で、開催が十月二十三日に予定されていたことがわかる。ところが、実際には延引され、以下のよう

に二十五日の開催となつた。

廿五日、天晴。今夜於^ニ仙洞^{法^有和哥御会始}（可^レ為^{日^レ之延引}廿三）^ニ予^レ為^ニ披講聽聞^ニ、著^ニ狩衣^ニ内々參院。抑洞中初度晴御会始、無^ニ御遊事^ニ、今度初例歟。未^レ勘得先規^ニ、可^レ尋記也。凡御法体時例、未^レ曾聞申^ニ之由、有^ニ謳哥歟。奉行頭右中將雅行朝臣。

御次第以^ニ閔白令^ニ作進^ニ給本^ニ写^レ之^ニ。

右からは延引の理由が判然としないが、『師鄉記』によると兩が原因である。また『康富記』には「室町殿」すなわち足利義政が「御車」で室町殿の四足門を出て「万里小路南行、鷹司西行、高倉北行」して「西剋許」に「院參」したと記される。題は飛鳥井雅親によってだされ、次第は閔白の二条持通が作進した。参加者は貞成親王・貞常親王・二条持通・三条西公保・足利義政・正親町三条実雅・同公綱・中山親通・冷泉持為・飛鳥井雅親・日野勝光・冷泉為富・勧修寺教秀・滋野井教国・飛鳥井雅康・庭田雅行の十六人で、木幡雅遠・西坊城顯長・五辻泰仲が円座・燈臺を行つとめた。⁹¹

この和歌御会始で撰闇が故実どおりに御製の読師をつとめつつ、一方で「凡御法体時例、未^レ曾聞申^ニ之由、有^ニ謳哥歟」「無^ニ御遊事^ニ、今度初例歟」と主催者が法体で御遊のなかつたことが異例

とされたのは、いずれも上皇の代始会を基準にしてのもの⁽⁹⁸⁾で、やはり当該の会が貞成の尊号宣下を前提にしていたことがうかがえる。

このように貞成親王は芸芸活動をとおして、すなわち宝徳二年の仙洞歌合と享徳二年の和歌御会始において、自身の上皇たることをしめた。

以上、貞成は尊号辞退の報書を提出し、勅答で慰留されたかどうかは判然としないものの、その動向から终生上皇の位地にあつたことはまちがいない。それでは、後花園は後光厳院流皇統の继承者としての立場を明示したのにもかかわらず、なぜ一方で崇光院流皇統（伏見宮）の貞成を上皇に据えるという、一見矛盾した措置をとったのだろうか。

三 永享・康正年間の政治情勢

(一) 後小松院の遺詔

右の理由を解説するにあたり、まず鍵となるのが後小松院の遺詔である。『建内記』文安四年（一四四七）三月二十三日条にはこういう記載がある。

旧院御病中被_レ進 勅書於普伝院訖。三ヶ条有_レ遺詔事云々。
如_レ伝聞_レ者、伏見宮依_レ御実父_レ、尊号事不_レ可_レ被_レ宣下_レ。
若被_レ宣下_レ者、御違変之儀出来之基歟。然者 後光厳院御一
流、忽可_レ為_レ断絶之儀歟。仍有_レ遺詔_レ也。

永享五年（一四三三）十月、後小松院はその死にあたり、足利義教に三箇条の遺詔を残し、そのうちの一箇条が貞成親王に尊号

宣下をしてはならないというものだった。実際義教の治世期に貞成への尊号宣下はなされなかつたので、たしかに後小松院の遺詔は遵守されたのだが、文安四年に貞成の尊号宣下が実現の運びとなつたさいに破られる可能性が生じた。万里小路時房の危惧はここにあつた。そこで当該の遺詔を破らずに、なおかつ貞成に尊号宣下をするためにはどうすればよいのか。後小松院は「伏見宮依_レ御実父_レ、尊号事不_レ可_レ被_レ宣下_レ」と、後花園の実父ということでの貞成への尊号宣下をみとめなかつた。逆にいえば「御実父_レとしてでなければ可能ということになる。こうした間隙を縫つて、後花園は貞成を「嚴親」としてではなく「傍親」として尊号宣下をおこない、これにより後小松院の遺詔の「御違変之儀」と後光厳院流皇統の「断絶之儀」を避け、その繼承者としての立場を明確にしたのである。先述のとおり、時房は貞成の尊号宣下は「他人」としておこなうべきだと主張し、これが全面的に容れられたわけではなかつたものの、それでも「嚴親」としての宣下よりは分があつたといえよう。かかる手立てを講じてまで後花園が貞成に尊号を贈つたのは、貞成自身の要望はいうまでもないが、足利義教の政治路線との兼ね合いからであつた。

(二) 後小松院と足利義教のあいだで

貞成親王が尊号宣下への宿願をいだくようになったのは、後花園天皇の即位まもないころからである。貞成がものした『崇光院大嘗会』にはこう見える。

永享元年と申その年十二月廿七日御即位おこなハる。ことに雨風のさはりもなく、よろづ無爲なれハ、めてたくて、御禊・大

嘗会の大礼とも、又さこそあらめと、御行すゑの嘉瑞もあらはれ侍る。をよそ世もおさまり、國もしつかにて、玉体安穩に宝祚ななく、久て、御子孫の繼体も万代につたはるへき賢王にてまします也。しかるに私の所望猶心に残事侍り。昔の例を申さハ、後堀川院は守貞親王の御子にて、践祚の後かの親王ハ入道にてましませとも、やかて太上天皇の尊号をたてまつられて、後高倉院と申き。又ちかくハ花園院ハ後伏見院の御猶子にして御母も広義門院の御子の儀にてわたらせ給へとも、後にハまことの御母建親門院と申き。されハ愚老もふるき例にまかせて、尊号宣下の御さたもあるへきにてこそあれとも、仙洞の御猶子にてわたらせ給へとかく申にをよハす。御母儀も家にちかき例あれハ、叙品なとはやかても御ゆるしあるへけれとも、よろづ此方さまの男女まても員外に処せらるれハ、ちからなくて悦の中の愁にて侍なり。かやうの道理もおほしめしわくへき君の御成人を待たてまつるを、老の命にていとよハひもなかくと祈念し侍るハかり也。

石田実洋氏によれば、右は『椿葉記』(『正統廢興記』)の原形にあたるもので、永享二年四月に起筆された。貞成は永享三～四年の『椿葉記』で、「ふるき例にまかせて、尊号宣下の御さたもやかてあるへき」と述懐するが、すでにこれにさきがけて尊号宣下を望んでいたのである。しかも後堀河天皇の実父守貞親王(後高倉院)を先例とし、後伏見院および広義門院の猶子となつた花園天皇の実母顯親門院をひきあいにだすこと、皇統の崇光院流への回帰まで志向していた。

伏見宮貞成親王の尊号宣下（田村）

これと呼応するかのようにして、ほぼ同時期に室町殿すなわち足利義教が貞成を後花園の実父として尊重しはじめた。

まず義教が貞成への書札を一条兼良に諮問したところ、兼良は親王のそれをしめしつつ「於伏見宮者、依^三 禁裏御実父、若可^レ有^一段之御書札^歟」と注記した。⁽¹⁰⁾これを承けてか、實際に義教から貞成に送られた書状は札紙を重ねて合計七枚に及び、貞成は上皇に対する札はこのようなものかと悦に入るほどであった。⁽¹¹⁾万里小路時房が奏状の作成にあたり、当初用意した「五紙之札」をやめ、三枚を常態とする説にもとづいたところから、七枚にものぼる書状は通常ではありえない特別なものということになった。かかる厚遇は永享二年十一月の後花園の大嘗会に合わせたものとおぼしく、その御禊行幸にさいして、義教が貞成が見物する差配をおこなつたばかりか、貞成を自邸にまで招いた。⁽¹²⁾そして大嘗会の終了後には広橋親光(兼郷)など諸卿に貞成への参賀を命じ、貞成の後花園の実父としての立場を周知させた。さらに義教は伏見宮に足を運んだり、室町殿で貞成を饗應したりすることで、両者の緊密な関係をもしめすにいたった。

これとは対照的に後小松院は義教から後花園の御禊行幸見物の手引きを受けず、自分より優先される貞成に不快の念をいだいたという。先述のとおり、後小松院が遺詔で貞成の尊号宣下に反対し、後光嚴院流皇統の存続を訴えたのは、貞成が後花園の実父として浮上してきたからである。

また後小松院の没後に義教が諒闇に反対したのも、貞成の後花園の実父としての立場を重んじたからであろう。しかしその思惑

に反して廷臣たちは諒闇の実施を主張し、後小松院の猶子として後花園の後光嚴院流皇統の繼承が再確認された。永享七年十二月に義教が貞成の伏見荘から京内への移徙を仰ぎ、そればかりか後小松院の仙洞御所を解体したあげく、その寢殿や対屋を貞成の御所に移築し、敷地も貞成の管領下に置くほどの措置に及んだのは、ひとたび決定した後光嚴院流皇統の存続に対して、自らの政治路線を回復するためであった。

以上から後花園天皇は後小松院と義教がしいた、それぞれの政治路線のあいだで板挟みの状態にあつたことがうかがえる。後小松院の意向はその没後も遵守されたが、はたして義教の場合はどうだったのか。

(三) 伏見宮の存続

足利義教が死没してまもない嘉吉元年（一四四一）十一月、西

園寺公名が内大臣を辞し、その後任を花山院持忠と万里小路時房が競望した。そこで時房は奏状をしたため、関白二条持基・伝奏中山定親など各方面に働きかけたが、そのなかには貞成親王もふくまれていた。以下は『建内記』同年十一月八日条である。

今夜參_二伏見宮_一。付_二庭田少將重賢_一、申_二入任槐間事_一、奏狀

案等入_二見參_一。内々可_レ被_二執申_一之條、每事御斟酌。近日一向

可_レ被_レ任_二中山_一奏聞_二之由、及_二其沙汰_一。閣_二伝_一奏_二不_レ可_レ有_二内_一奏_二云々。如_二御乳人_一依_二參_一之時分也。旁被_レ默止_一、被_レ背_レ御本意_一也。理運勿論之由、被_レ謝_レ仰_二仰_一之。如_二永基卿_一内々御難談可_レ然哉之由、密々申入了退出。

時房は伏見宮に赴き、貞成から後花園天皇への任内大臣の内奏

を申し入れたが、貞成の返答ははかばかしくなく、伝奏を差し置くわけにはいかないというものであった。とはいながら、翌朝に貞成は冷泉永基をとおして時房の希望を後花園に申し入れている。⁽¹³⁾ 結局時房の内大臣への任官は叶えられず、文安二年（一四五五）十二月まで待たなくてはならなかつたものの、注目したいのは時房が貞成に後花園への内奏を懇願した点である。時房は後小松院の近臣として後花園を後光嚴院流皇統の繼承者と見なしていたのもかかわらず、それでも貞成を後花園の実父とみとめ、両者の紐帶を意識していたことがうかがえる。但馬国金剛寺が貞成をとおして御祈願寺の綸旨を所望したり、管領畠山持国が巷に横行した偽綸旨について貞成に問い合わせたりしたのも、貞成と後花園に同様の関係を見ていたからであろう。すなわち義教の政治路線はその死後もなお生きつづけていたのである。

そしてそれゆえに貞成はいずれ尊号宣下を受けられるものと期待した。『看聞日記』嘉吉三年四月二十六日条にはこう見える。

予先途事申談。先日既伺申入、時宜之趣無_二子細_一。就_レ其竹園御元服御沙汰以後と被_レ仰云々。觀慮之趣、先以畏悅珍重也。

御首服事有増大當也。

貞成の近臣庭田重賢が前日の禁裏小番に祇候したさい、後花園に貞成の尊号宣下についてうかがいをたてたところ、觀慮に問題はなかつたのだが、まず貞成の第二子貞常王の元服を終えてからという話になつた。貞常王の元服と親王宣下は文安二年六月で、翌年三月二十日貞常は式部卿に任じ、さらに翌年三月十四日に二品に叙した。文安四年三月に入り、貞成がしきりに尊号を所望し

たのは、この一連の動きに応じたものと思われ、同時期に後花園天皇が万里小路時房をはじめ、数人の廷臣に諮詢をおこない、貞成の尊号宣下が具体性を帯びるようになったところから、右の記事どおりに施策の進められていたことがわかる。しかしこれにと

もない、義教の政治路線は修正されることもなった。

伏見宮は文安四年の時点で貞常親王の家督相続が確定し、以降の継承が保たれたが、貞常の叙品のさいに貞成の無品が問題となつた。後花園は貞成への叙品を企図して「御得度已後叙品例」

および「准拠例」を勘申させたが、結局適当な例が見いだせないまま、実現にはいたらなかつた。後花園が貞常の叙品と同時に貞成のそれを模索したのは、伏見宮の家督貞常とのつりあいをとるために、まさしく貞成は宮の家長と目されていたのである。伏見宮の存続が確定した以上、貞成の宮の家長としての立場は動かせず、後小松院の遺詔もくつがえせないため、貞成の尊号宣下は後光嚴院流皇統への影響から切り離されることとなつた。その結果、

貞成は後花園の「嚴親」ではなく「傍親」として尊号を贈られたのである。かくして貞成を後花園の実父としてきた義教の政治路線に修正がくわえられた。この点でも貞成の尊号宣下は節目とみなせるが、「上皇」に比せられることもあった貞成が実際に尊号を得たうえ、「他人」としての宣下ではなかつたので、義教の政治路線が完全に崩れたわけではなかつた。そして貞成を後花園の「嚴親」と「傍親」のどちらにするのかが問題になつたのも、直接には庭田幸子（敷政門院）の准后宣下が原因だが、義教の政治路線が前提になつていても見落とせない。

かかる経緯を以て貞成は足利義政期には義教期と異なるかたちで室町殿との関係を築いた。さらに伏見宮にもあらたな性格が付与された。

(四) 後光嚴院流皇統と崇光院流皇統の融和

康正二年（一四五六）八月に貞成親王が死去した直後、伏見宮の地位を保障する措置がとられた。『貞常親王御記』同年十月条にはこう見える。

〔後花園天皇〕
従^レ内^レ御使源^レ黄門^レ来。故院被^レ用異紋以下之事、其儘永世

当家可^レ用。且永世伏見殿御所ト可^レ称叡慮之旨伝申。彼卿日來在^二他郷。帰京後久々ニテ面謁。庭前之菓美賜^レ之。

伏見宮は「故院」すなわち貞成の生前の異文を、そのまま位袍などに使用することが許可された。これは貞常親王以降の伏見宮が後崇光院＝貞成をよりどころにするということである。同時に「伏見殿御所」の「永世」にわたる存続も約された。これは貞成が後小松院の猶子として受けた親王宣下をふまえ、貞常王・邦高王・貞敦王・邦輔王がそれぞれ後花園・後土御門・後柏原・後奈良の歴代天皇の猶子として親王宣下を受け、以降同様に継承されていったことをさす。かくして伏見宮は親王の再生産をつづける特別な地位を得たのである。

これは後崇光院＝貞成から伏見宮が得られる正統性を制度的に裏づけたもので、伏見宮の当主が世代を重ねても、天皇家と疎遠になる事態が避けられた。貞成の親王宣下が後光嚴院流の称光天皇に嫌忌されるほど皇位継承の可能性をもつたところから、伏見宮は代々の親王宣下で皇位継承権を担保され、ここに崇光院流皇

統のある種の再興が果たされたといえよう。

したがって貞成の尊号宣下が後花園の「傍親」としてなされたのは、崇光院流皇統の排除ではなく、むしろ温存を企図してのもとのということになる。これは詔書に「昵族」の語でしめされ、あえて「新儀」としておこなわれた貞成の葬礼にも適用された。そもそも伏見宮が世襲親王家となつたのは貞成の言葉が発端である。『椿葉記』にはこう見える。⁽¹²⁾

崇光院・後光嚴院は御一腹の御兄弟にてましませ共、御位のあらそひゆへに御中悪く成て、御子孫まで不和になり侍れば、前車の覆いかてか慎さるべき。いまは御あらそひあるべきふしもあるまし。若宮をは始終君の御猶子になし奉へければ、相構て水魚のことくにおほしめして、御はこくみあるべきなり。

後花園と貞常は兄弟同士で、しかもそれぞれ後光嚴院流と崇光院流の皇統につらなるところから、前代の崇光院と後光嚴院の兄弟間の争いをくりかえす可能性があつた。そこで貞成はこれを防ぐために貞常を後花園の猶子にすることをもとめた。兩者のあるべき関係をしめした「水魚」の語は君臣間について使用され、伏見宮の天皇家を支える姿が期待された。

これを承けて後花園は後光嚴院流皇統の系譜上の断絶を回避しつつ、崇光院流皇統（伏見宮）の温存を果たし、皇儲に決定した成仁親王（後土御門天皇）に伏見宮を尊ぶようにという教訓まで残した。⁽¹³⁾こうした両皇統の融和は後花園の陵墓にも見てとれよう。文明二年（一四七〇）に没した後花園は、翌年山城国の後山国陵に葬られた。⁽¹⁴⁾ここは光嚴院が創建した常照皇寺とその陵墓山国陵

に隣接し、光嚴院とゆかりの深い場所である。ここに陵墓を築いたのは後花園の遺勅によるとされ、もしそうであれば皇統分裂前の光嚴院の治世を意識したものと見なせる。⁽¹⁵⁾

後花園天皇が貞成親王（後崇光院）への尊号宣下で、貞成を「嚴親」＝実父ではなく「傍親」＝兄としたのは、自身が繼承した後光嚴院流皇統とともに伏見宮を存続させるためで、同宮が世襲親王家として皇位繼承権を担保されたところに崇光院流皇統のある種の再興がみとめられる。かくして前世紀以来の後光嚴院流皇統と崇光院流皇統（伏見宮）の対立が解消され、双方の両立が果たされたのである。

おわりに

崇光院流皇統（伏見宮）の出身でありながら、後小松院の猶子として後光嚴院流皇統を相続した後花園天皇は、結局どちらの皇統を繼承したのかという点で見解が二分されてきた。しかもこの問題を解く鍵となる後花園の実父伏見宮貞成親王（後崇光院）の尊号宣下についても、貞成の立場を後花園の家督外の「血縁的実父」とする説と「傍親」とする説が提示され、なおかつその後貞成が本当に尊号を辞退したのかどうかも見解が二分されている。そこで本稿では後花園が繼承した皇統を、尊号宣下における貞成と後花園の統柄から検討したうえで、その後の貞成の位地を解明してみた。

後花園天皇は正長元年（一四二八）に後嗣が断絶した後光嚴院流皇統を猶子相続したのに、永享五年（一四三三）の後小松院の

死没で諒闇問題が出来し、あらためて後光嚴院流と崇光院流、どちらの皇統の継承者なのが問われた。このときは籤で前者に確定したものの、後花園は崇光院流皇統との関係を絶ち切れず、文安元年（一四四四）の庭田幸子（敷政門院）の准后宣下を実母としておこない、つづく文安四年の貞成親王の尊号宣下では、貞成の立場を「嚴親」と「傍親」すなわち実の親と傍系の親族、どちらであつかうのかが問われた。結局、後花園は貞成を「傍親」として尊号宣下をおこない、自身が後光嚴院流皇統の継承者であることを明示した。この「傍親」は貞成が後小松院の猶子として親王宣下を受けたところから兄に相当し、康正二年（一四五六）の貞成の葬礼も「御兄弟之分」としておこなわれた。そのため貞成の尊号宣下は後花園の皇統と、以降の後花園と貞成の関係を決した重要な節目と見なしうる。

貞成は尊号辞退の報書を提出したさい、とくに勅答で慰留されなかつたようだが、その動向から終生上皇の位地にあり、院政をおこなわずに、天皇・室町殿と並存した。後花園天皇が後光嚴院流皇統の継承を明確にした一方で、崇光院流皇統（伏見宮）の貞成を上皇に据えるという、矛盾めいた施策に及んだのは、貞成への尊号宣下を禁じた後小松院の遺詔と、貞成を後花園の実父としてきた足利義教の政治路線のあいだで、後光嚴院流皇統の系譜上の断絶を避けつつ、崇光院流皇統（伏見宮）の温存を遂げるためであった。これを承けて、かつて貞成の親王宣下に皇嗣への可能性が萌したことをおもまえ、伏見宮は世襲親王家として皇位継承権を担保された。かくして前世紀以来、百年近くにわたる両皇統

の争いに終止符が打たれたのである。

かかる観点は、貞成から後花園への歴代御記の進上によりなされた後光嚴院流皇統と崇光院流皇統の統合や、北朝（持明院統）の記録を保持しつづけたがゆえの伏見宮の特殊性を指摘する松齋氏の説はいうまでもなく、⁽¹³⁾後花園が後光嚴院流皇統で相伝してきた笙と箏を修得することで同皇統を継承したとする相馬万里子氏、豊永聰美氏、三島暁子氏、末柄豊氏の説や、⁽¹⁴⁾後花園が後光嚴院流皇統の継承者として追善仏事を開催したとする久水俊和氏の説⁽¹⁵⁾ともむすびつけられよう。すなわち後花園の樂の相伝や追善仏事は、従来対立的な関係にあつた後光嚴院流皇統と崇光院流皇統を両立させる目的でなされたのかも知れない。

また後龜山院の存在も忘れてはなるまい。後龜山院が不登極帝として尊号宣下を受けた点は貞成と同様だが、その子孫の小倉宮は北朝に反乱を起こしたあげく、⁽¹⁶⁾断絶してしまった。こうした事態を避けるために伏見宮の存続が進められたとも考えられるが、もはやこれは別の課題である。

注(1) このほか菅原正子氏は、後花園天皇をめぐる学問と絵巻物に関する研究をしている（同『日本中世の学問と教育』同成社、二〇一四年、六一〇六九・一七七〇二〇一頁）。

(2) 伊藤喜良「室町期の国家と東国」（同『中世国家と東国・奥羽』校倉書房、一九九九年、初出一九七九年）、五五〇一六三頁、同『伝奏と天皇・嘉吉の乱後における室町幕府と王朝権力について—』（同『日本中世の王権と權威』思文閣出版、一九九三年、初出一九八〇年）、三五七～三六三頁。

(3) 今谷明『戦国大名と天皇——室町幕府の解体と王権の逆襲』(講談社、二〇〇一年、初版一九九二年)二九一~三二頁、同『日本国王と土民』(集英社、一九九一年)二三九一~三三二頁。

(4) 富田正弘『室町殿と天皇』(『日本史研究』第三一九号、一九八九年)、同「嘉吉の変以後の院宣・繪旨——公武融合政治下の政務と伝奏」(小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年)二六一~二六六・二八一~二九七頁。

(5) 堀新「戦国大名織田氏と天皇権威——今谷明氏の『天皇史』によせて」(同『織豊期王権論』校倉書房、二〇一一年)九〇~九三頁。

(6) 『満済准后日記』(続群書類從『補遺』)正長元年(一四二八)七月十三日・十六~十八日・二十日・二十八~二十九日条、『薩戒記』(『大日本古記録』)・『師郷記』(『史料纂集』)同年同月二十八日条。なお「猶子」の理解については、実際の親子関係に准じて、入った家の格式・礼遇を受ける存在と説いた水野智之氏の言にしたがう(同『名前と権力の中世史——室町將軍の朝廷戦略』吉川弘文館、二〇一四年、七〇八頁)。

(7) 村田正志『後小松天皇の御遺詔』(『村田正志著作集』第二卷、思文閣出版、一九八三年、初出一九四四年)一二六一~三七頁、同『南北朝論——史実と思想』(『村田正志著作集』第三卷、思文閣出版、一九八三年、初出一九五九年)九六~九八頁。

(8) 横井清『室町時代の一皇族の生涯——『看聞日記』の世界』(講談社、二〇〇二年、初出一九七九年)三二〇~三二八・三五三~三五四・三五九~三六〇頁。

(9) このほか三谷邦明・三田村雅子『源氏物語絵巻の謎を読み解く』(角川書店、一九九八年)一二〇九~一二四頁、三田村雅子『源氏物語絵』の神話学——権力者たちの源氏物語』(『源氏研究』第三号、一九

九八年)、神田龍身『稚兒と天皇——太上天皇後崇光院と稚兒物語』(『天皇と王権を考える』第九卷、岩波書店、二〇〇三年)一六九一~七一頁は、貞成親王と後花園天皇の絵画の共同制作に崇光院流による皇統回復の野望を見いだし、同様の立場をとる。

(10) 新田一郎『繼承の論理——南朝と北朝』(『天皇と王権を考える』第一卷、岩波書店、二〇〇一年)一六九一~七四頁、同『古典』としての天皇』(天皇の歴史四『天皇と中世の武家』講談社、二〇一八年、初出二〇一一年)二八二~二八三頁。

(11) 久水俊和『改元と仏事からみる皇統意識』(同『室町期の朝廷公事と公武関係』岩田書院、二〇一一年、初出二〇〇九年)二八〇・二九三~二九五頁、同『天皇家の追善仏事と皇統意識』(室町後期から中近世移行期の事例を中心に)『国史学』第二一七号、二〇一五年)、同『後花園天皇をめぐる皇統解釈の基礎的考察——貞成親王の京中伏見御所と尊号宣下を中心』(『年報中世史研究』第四二号、二〇一七年)。

(12) 注(10)新田一郎『繼承の論理』一七一頁。

(13) 注(11)久水俊和『後花園天皇をめぐる皇統解釈の基礎的考察』。

(14) 末柄豊『十三絃道の御文書』のゆくえ』(『日本音楽史研究』第一八号、二〇一二年)。

(15) 注(8)横井清『室町時代の一皇族の生涯』三六三~三六五・四一〇頁。

(16) 注(13)に同じ。

(17) なお旧稿では貞成親王の尊号宣下に皇統の後光嚴院流から崇光院流への転換を見いだしたが(拙稿『禁闕の変における日野有光——後光嚴院流と崇光院流の確執』)『日本歴史』第七五一号、二〇一〇年、同『貞成親王と和氣茂成——伏見宮の連歌会から』『藝能史研究』第

二〇五号、二〇四年、同「揺れる後花園天皇」治罰綱旨の復活をめぐって」『日本歴史』第八一八号、二〇六年、本稿では撤回する。

また旧稿で触れた両皇統の確執については、本稿でこれを後小松院の生前から貞成の死没まで敷衍してとらえなおしたい。

(18) 注(11)久水俊和「改元と仏事からみる皇統意識」二七八~二八〇・二九〇・二九三頁。

(19) 『満済准后日記』『師郷記』『公名公記』(宮内庁書陵部藏、西園寺公名目筆本、F一一一、複二四四)永享五年(一四三三)十月二十日条。『看聞日記』(同藏、貞成親王自筆本、特一一〇七、『図書叢叢刊』・『続群書類從』補遺)同年同月二十一日条。

(20) 『満済准后日記』永享五年(一四三三)十月二十四日条。『看聞日記』同年十一月二十三日条。村田正志『證註椿葉記』(村田正志著作集)第四卷、思文閣出版、一九八四年)五〇・二九一頁。

(21) 『大乗院日記目録』(増補続史料大成)正長元年(一四二八)七月二十八日条。また『公名公記』永享五年(一四三三)十月二十五日条では後花園天皇を「非上御御子」とする。

(22) 『満済准后日記』『師郷記』永享五年(一四三三)十月二十四日条、『公名公記』同年同月二十五日条。『看聞日記』同年同月二十八日条。

(23) 『康富記』(国立国会図書館古典籍資料室蔵、中原康富自筆本、W A一七二・『増補史料大成』文安元年(一四四四)四月二十六日条。

(24) 『師郷記』永享十二年(一四五〇)九月八日条。

(25) 『建内記』(大日本古記録)文安元年(一四四四)四月二十六日・五月一日条。

(26) 同前、文安四年(一四五七)三月二十三日条。

(27) 同前、文安四年(一四五七)十一月十九日条。

(28) 詔書の本文については『看聞日記』同日条、『本朝文集』(新訂

増補国史大系)五八九頁も参照。

(29) 『建内記』文安元年(一四五四)四月二十六日条。

(30) 出典は『史記』「高祖本紀」の「天無二日、土無二王。今高祖雖子、人主也、太公雖父、人臣也。奈何令人主挾入臣」。(中略)於是高祖乃尊太公、為太上皇。(中華書局、一九五九年、三八二頁)である。『漢書』「高帝紀下」にも同旨が記される(中華書局、一九六二年、六二頁)。

(31) 『康富記』文安四年(一四五七)十一月二十七日条。万里小路時房も「於常儀者、被配嚴父於天、不能左右也。而後小松院如御所生、被契約御父子之儀了」と同様の使いかたをする(『建内記』文安四年三月二十三日条)。

(32) 『猪隈闕白記』(大日本古記録)承元四年(一二一〇)四月十三日条。

(33) 『史記』「五帝本紀」に「黃帝居軒轅之丘」「帝堯者、放熱。其仁如天、其知如神、就之如日、望之如雲」と見える(中華書局、一〇・一五頁)。

(34) これらは『莊子』「逍遙遊篇」の「堯治天下之民、平海內之政、往見四子藐姑射之山、汾水之陽、窅然喪其天下焉」にもとづき(宋刊南華真経)『続古逸叢書』九頁)、天子の超越者を示唆する言葉である。

(35) 清原業忠講・天隱龍沢筆『論語聞書』に「親トハ父・祖・曾祖・曾祖ノ父、四也」と見え(国立国会図書館古典籍資料室蔵、WA一六一九・九才。『近代語研究』第三集、一九七二年、一七八頁、坂詰力治『論語抄の国語学的研究 研究・索引篇』武藏野書院、一九八七年、六八頁)、これにしたがえば「親」は父親や父系の祖に相当する。なお「貴親」の出典は『礼記』「祭義篇」の「昔者有虞氏貴徳而尚齒、

夏后氏貴_レ爵而尚_レ齒、殷人貴_レ富而尚_レ齒、周人貴_レ親而尚_レ齒。虞・夏・殷・周、天下之盛王也。未有_レ遺_レ年者_。年之貴_レ乎天下_。久矣。

次_レ乎事_。親也」〔『十三經注疏 附校勘記』下冊、中華書局影印、一九八〇年、一五九九頁〕である。

(36) この語は『晋書』「孝愍帝紀」の司馬鄼が同族の司馬睿を「昵属」と呼んだ記載をふまえていそうである（中華書局、一二六〇・一二七頁）。司馬鄼の死去により断絶した西晋の皇統を、司馬睿が東晋の成立で引き継いだ事実も傍証たりえよう。この点については別に考えたい。

(37) 〔『康富記』「看聞日記」同日条、注(28)「本朝文集」五七四～五七五頁〕。

(38) なおこの報書の「高義」と「憲章」は、尊号宣下の詔書の「仁」と「礼」にそれぞれ対応していよう。

(39) 〔『看聞日記』応永三十二年（一四二五）三月二十四日・二十六日・二十八日・四月二日・十三日・十五～十七日・閏六月三日条、『薩戒記』同年六月二十八日条〕。

(40) 〔『師郷記』同日条〕。

(41) 同前、康正二年（一四五六）九月二十九日条。

(42) 宮内厅書陵部藏原本、四〇〇〇一二、複三四四四。この史料については宮内厅書陵部編『図書叢典籍解題 歴史篇』（養徳社、一九五〇年）一二七～一二八頁を、内蔵寮と錫紂については菅原正子『山科家礼記』にみえる天皇・公家の服飾』〔『国際服飾学会誌』四三、一二〇三年〕を参照。

(43) 注(20) 村田正志『證註椿葉記』四〇・二六〇頁。

(44) たとえば後伏見上皇の猶子となつた花園天皇が、実父の伏見法皇の諒闇をおこなえなかつた例がある（『公名公記』永享五年（一四三四年）十月十三日条、『看聞日記』永享三年（一四三一）三月十五日・二十四日条）。

(54) 〔『康富記』文安六・宝徳元年（一四四九）五月十二日・閏十月七

三〕十月二十五日条、『神皇正統記』〔『日本古典文学大系』〕一七〇頁、『増鏡』〔同〕四一二頁）。

(45) 貞成親王の出家は『看聞日記』「師郷記」応永三十一年（一四二五）七月五日条に見える。

(46) 〔『康富記』文安四年（一四四七）十一月二十七日・三十日条、『建内記』同年同月十九日・三十日条、『看聞日記』同年同月三十日条〕。

(47) 〔『康富記』「師郷記」〔『康富記』同日条〕〕。この点については、近藤好和「布衣始について」〔『日本研究』第四一集、二〇一〇年〕も参照。

(48) 〔『看聞日記』「康富記」同日条〕。

(49) 注(15)に同じ。

(50) 第五卷（吉川弘文館、一九八五年）。

(51) 注(13)に同じ。

(52) 〔『岡屋閑白記』〔『大日本古記録』〕貞永元年（一一三三）十月七日・二十八日・十一月二十七日条、『薩戒記』応永三十一年（一四二五）二月十四日条など〕。

(53) ただし、久水俊和氏は『看聞日記』文安五年（一四四八）二月二十二日条の「凡雖非能書 清書有_レ例。然而能書人祇候不及 左右」。

行_伊豐_義卿_。後小松院御時令〔清書。佳例也〕にもとづき、貞成の報書の儀が後小松院のそれを模したとするが、これは能筆による報書の清書に限られよう。後小松院の報書の儀が尊号の受諾ではなく、落飾にともなうものだった点にも留意したい（『兼宣公記』〔『史料纂集』〕応永三十一年（一四三四）十一月二十二日条、『薩戒記』正長元年（一四二八）十月十三日条、『看聞日記』永享三年（一四三一）三月十五日・二十四日条）。

日・同三年八月十七日・享徳三年（一四五五）正月五日条など。『師

郷記』康正二年（一四五六）十月二十二日条では死去した貞成を「旧院」と表記する。

(55) 『康富記』宝徳三年（一四五二）十月十三日条。

(56) 『康富記』享徳二年（一四五三）七月十一日・康正元年（一四五五）十月十八日条。清原業忠と中原康富は、業忠の大外記在任時、すなわち宝徳元年（一四四九）に清原宗賢が大外記に任じるまで（『康富記』同年十二月七日条）のある時期に、ともに「院上北面」を許されている。

(57) 『看聞日記』永享五年（一四三三）正月一日・文安四年（一四四七）十二月二十五日・同五年正月一日条、『康富記』文安五年正月一日条。

(58) 『康富記』『師郷記』。

(59) 中田祝夫・根上剛士『中世古辞書四種研究並びに総合索引 影印篇』風間書房、一九七一年二六頁。

(60) 『康富記』文安五年（一四四八）五月八～九日条など。森幸夫「室町幕府奉行人飯尾為種考」（同『中世の武家官僚と奉行人』同成社、一〇一六年）一五七頁、拙稿「伏見宮と室町幕府」「仙洞別奉行」をめぐってー」（『国史学』第三三号、二〇一七年、同年度大会報告要旨）も参照。

(61) 『康富記』『師郷記』。

(62) 永享五年（一四三三）正月一日を最後とするが、このときは準備のみがなされ、室町殿（足利義教）は院参してない（『看聞日記』）。

(63) 『師郷記』享徳二年（一四五三）二月九日・二十三日条、『康富記』同年十月二十五日・康正元年（一四五五）十二月二十七日条。

(64) 『康富記』宝徳元年（一四四九）八月二十八日条。このときの参考文献

内は同年四月の義政の將軍宣下を承けてのものであろう（『康富記』

『斎藤基恒日記』文安六年四月二十九日条）。

(65) 『師郷記』宝徳三年（一四五二）六月二十六日条。なお『和漢朗詠集』が『古今集』『伊勢物語』『源氏物語』と並ぶ古典の規範だったことは、前田雅之『源氏物語』はどういうに注釈されたかー『花鳥余情』の力学ー』（陣野英則・新美哲彦・横溝博編『平安文学の古注釈と受容』第二集、二〇〇九年）、陣野英則『伊勢物語愚見抄』における『伊勢物語』観と『古典』（前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎、二〇一一年）四三〇頁を参照。

(66) 橋本初子『中世東寺と弘法大師信仰』（思文閣出版、一九九〇年）一三七～一四八頁。

(67) 注(64)『康富記』『斎藤基恒日記』。

(68) 『康富記』宝徳元年（一四四九）十一月二十八日条。

(69) 石原比伊呂『足利義教と北朝天皇家』（同『室町時代の將軍家と天皇家』勉誠出版、二〇一五年）二三三頁。

(70) 『看聞日記』永享七年（一四三五）十月二十八日・十一月四日・二十八日・十二月三日・九日・十四日・十八日・十九日条、『師郷記』同年十二月十八～十九日条、注(20)『證註椿葉記』一七～一八・六〇頁。

(71) 『看聞日記』永享九年（一四三七）二月三十日条。

(72) 注(8)横井清『室町時代の「皇族の生涯」』三五三頁。

(73) 佐藤進一『公家法の特質とその背景』（『中世政治社会思想』下『日本思想大系』岩波書店、一九八一年）三九八～三九九頁。

(74) 『親長卿記』（『増補史料大成』明応元年（一四九一）八月十九日条、『和長卿記』（国立公文書館内閣文庫蔵、紅葉山文庫本、一六二一～五三）同年九月十四日条。

(75) 『看聞日記』永享一年(一四三〇)九月二十四日・十一月六日・同二年二月九日条。

(76) なお同様の問題は『看聞日記』永享七年(一四三五)四月十一日条でも出来た。この点については、注(1)久水俊和「後園天皇をめぐる皇統解釈の基礎的考察」も参照。

(77) 『建内記』文安四年(一四五七)一月三十日条。

(78) 松蘭斎「中世の宮家について—南北朝・室町期を中心に—」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要・人間文化』第二五号、二〇一〇年)。

安達直哉「法親王の政治的意義」(竹内理三編『莊園制社会と身分構造』校倉書房、一九八〇年)一九二~一九六頁、平岡定海「六勝寺の成立について」(同『日本寺院史の研究』吉川弘文館、一九八一年)六五四~六五五頁、横山和弘「白河院政期における法親王の創出」(『歴史評論』六五七号、二〇〇五年)も参照。

(79) 『康富記』宝徳元年(一四四九)十月二十三日条、『本朝皇胤紹運錄』(群書類從)第五輯八一頁、『尊卑分脈』(新訂増補国史大系)第三篇五七八頁。

(80) 『康富記』『師郷記』(宗賢卿記)、(宮内厅書陵部藏、四一五~二六七、複三五七)享徳四(康正元年)(一四五五)二月二十八日・十月二十二日・二十八日条。木寺宮と常磐井宮については、龟田俊和『南朝の眞実 忠臣という幻想』(吉川弘文館、一〇一四年)三六~四七頁を参照。

(81) 萩谷朴「平安朝歌合史各説」(日本文学史研究)一五号、一九五年)。

(82) 『中世和歌集 室町篇』(新日本古典文学大系)三〇九頁、(後崇光院歌合詠草類)〔図書寮叢刊〕一四九頁、『仙洞歌合』(群書類從)第十三輯一一三頁。

(83) 兼良と歌道家の関係については、西野強「一条兼良古今伝授の成立—専修大学図書館蔵『古今三鳥剪紙伝授』をめぐって—」(『専修国文』第七一号、二〇〇二年)、同「兼良の古今伝授の方法と形成—『古今三鳥剪紙伝授』本文考」(『同』第七八号、二〇〇六年)を参照。

(84) 『東野州聞書』(歌論歌学集成)第十一卷、五一~五一頁、『日本歌学大系』第五卷、三五四頁、『群書類從』第十六輯、四九七頁)。

(85) 貞成親王の正室庭田幸子の母が、雅世の大叔父飛鳥井雅冬の娘にあたる『尊卑分脈』第一篇、一二四~一二五頁)。『看聞日記』応永二十九年(一四三二)五月二十二日条によると、幸子の母は雅家の息の「建仁寺正惠西堂」(同溪秀茂、のちに南禪寺住持)『看聞日記』永享四年(一四三二)七月三日・五日・十八日条)との「兄弟」関係から飛鳥井雅家の娘になるが、この「兄弟」を「従兄弟」の誤記と見なせば雅冬の娘と抵触しない。この点については、植田真平・大澤泉「伏見宮貞成親王の周辺—『看聞日記』人名比定の再検討」(『書陵部紀要』第六六号、二〇一四年)も参照。

(86) 『大乘院寺社雜事記』(増補続史料大成)寛正二年(一四六一)十一月十四日・文明九年(一四七七)六月十六日条。

(87) この関係は、一條房冬が伏見宮高親王の王女玉姫を娶ったうえ(『水記』(大日本古記録)大永元年(一五二二)六月二十一~一二二日条)、伏見宮貞成親王の推薦で左近衛大将に任じたところから(『後奈良天皇宸記』(増補続史料大成)天文四年(一五三五)九月二十七日・十月三日・五日・十一月五日・七日条)、後代にまで影響を及ぼした節がある。

(88) 『建内記』文安四年(一四五七)十一月二十七日条。

(89) 酒井信彦「和歌御会始の成立—歌会始の起源は文龜二年である

」（『日本歴史』第五五八五号、一九九七年）、小川剛生「北朝和歌御

会について」、「御会始」から「歌会始」へ（同『二条良基研究』

二〇〇五年）二六九、二七一頁。

(90) 同前「北朝和歌御会について」二六一頁。

笠間書院
二〇〇五年）二六九、二七一頁。

(91) 『歌書書留』（宮内厅書陵部藏、伏一七四）二五ウ。拙稿「有

俊卿記」享徳二年（一四五三）十月二十五日条翻刻（『早稻田大学日

本古典籍研究所年報』第八号、二〇一五年）も参照。

(92) 同前『歌書書留』二三ウ、「公宴部類記」（国立歴史民俗博物館蔵、

高松宮家伝来禁裏本、H六〇〇一八三、一〇オウ、国立公文書館

内閣文庫蔵、一四六一四三〇、一一オウ）。『師卿記』『康富記』同

日条も関連史料である。

(93) 同前『歌書書留』二六〇。

(94) 「歌書書留」は「三条前内大臣」と記すばかりである。これを

『公宴部類記』（注（92）一〇ウ・一一ウ）は「三条西公保とするが、

『禁中御会和哥』（宮内厅書陵部藏、五〇一—三三六、一ウ）は「三条実

量とする。「禁中御会和哥」については、武井和人氏の教示を得た。

(95) 注（91）『歌書書留』二六オウ。

(96) 同前、二四オウ。

(97) 同前、二四ウ一五オ、注（89）小川剛生「北朝和歌御会について」二六四頁。

(98) 「荒曆」『常永入道記』応永十九年（一四一二）十二月九日条

（『大日本史料』第七編之十七）一三四一三七頁、同前小川剛生「北朝和歌御会について」二六七頁。

(99) 石田実洋『椿葉記』と國學院大學図書館所蔵『崇光院大嘗会』（『国史学』第二二二号、二〇一七年）。なお石田氏の翻刻を、氏が掲出した写真にもとづき、若干改めた。

(100) 同前。

(101) 注（20）村田正志『證註椿葉記』七九八一・二四四頁。

(102) 『看聞日記』永享二年（一四三〇）九月二十四日条。
礼紙については、田

(103) 同前、永享二年（一四三〇）十一月一日条。
中穂「礼紙について」（同『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年、

初出一九八四年）一六七、一七一頁、百瀬今朝雄「重紙と裏紙」（同

『弘安書札の研究』中世公家社会における家格の桎梏』東京大学出

版会、二〇〇〇年、初出一九八八年）一三三、二三七頁、同「裏紙再

論—上島有氏の批判に酬えて—」（同）初出一九九一年）二四二、二

四七、二四八頁などを参照。

(104) 『建内記』嘉吉九年（一四五二）十一月七日条。時房が何を參看

したのか判然としないが、「消息耳底秘抄」（群書類從）第九輯）に

は「至極貴所様進消息様」として「礼紙一枚ヲカサネテ卷テ、其上二

又一枚ヲ卷テ封ベシ」と見える（五八〇頁）。一方「貴嶺問答」

（同）は「用裏紙加懸紙、以二枚為立紙。已上五枚也。極

畏之体也」とする（四五八頁）。

(105) 『看聞日記』永享二年（一四三〇）十月十四日・十七日・二十六

日条。

(106) 同前、永享二年（一四三〇）十月二十五日・二十八日条。

(107) 同前、永享二年（一四三〇）十一月二十八日条。

(108) 同前、永享二年（一四三〇）十月二十七日条。この点については、

注（69）石原比伊呂「足利義教と北朝天皇家」二三三、二四頁も参考照。

(109) 『看聞日記』永享七年（一四三五）八月六日・十二日・十四日・

十六、十七日・二十五日・九月十四日・二十一日・十月二十一日・二

十六日・十二月五日条、『師卿記』同年八月二十二日・二十五日条。

『建内記』文安四年（一四四七）三月六日条。

(110) 『看聞日記』永享八年（一四五三）二月九日・四月十九日・二十

三・二十四日・二十八・二十九日条。

(111) 『建内記』嘉吉元年（一四四二）十一月五日条。

(112) 同前、嘉吉元年（一四四二）十一月六・七日条。

(113) 同前、嘉吉元年（一四四二）十一月十日・十二月七日条。

(114) 『師郷記』文安一年（一四五五）十二月二十九日条、『康富記』宝

徳二年（一四五〇）五月十四日条、『公卿補任』。

(115) 『看聞日記』嘉吉三年（一四四三）四月二十日条。

(116) 同前、嘉吉三年（一四四三）八月十二日条。

(117) 『師郷記』文安二年（一四五五）三月十六日・五月二十日・六月

二十七日条。

(118) 同前、文安二年（一四五六）三月二十五・二十六日・二十八・二

十九日条。

(119) 『建内記』文安四年（一四四七）三月六日・十一日・十四日条、

『師郷記』同年三月十四日条。

(120) 『建内記』文安四年（一四四七）三月六日条。

(121) 同前、文安四年（一四四七）三月二十三日条。

(122) 同前、文安四年（一四四七）三月六日条。見いだせた例は、入道した父の官位を子息が超越したものだけであった。

(123) 『伏見宮系譜』（『皇室制度史料』皇族四）六三・六四頁、『伏見宮実録』第五卷（『四親王家美録』五）一一一頁。この史料については、注（85）植田真平・大澤泉「伏見宮貞成親王の周辺」を参照。

(124) 『建内記』文安四年（一四四七）二月三十日条、『親長卿記』文明六年（一四七四）四月二十六日・六月十九日条、『宣胤卿記』（『増補史料大成』）文龜四・永正元年（一五〇四）一月三十日条、『実隆公

記』（続群書類從完成会）享禄四年（一五三一）四月二十四日条。

(125) 『看聞日記』応永三十二年（一四一五）閏六月三日条、注（7）

村田正志「後小松天皇の御遺詔」一一〇～一二三頁。

(126) この点については、武部敏夫「世襲親王家の継続について」伏見宮貞行・邦頼両親王の場合」（『書陵部紀要』第一二号、一九六〇年）、小川剛生「伏見宮家の成立—貞成親王と貞常親王」（松岡心平編『看聞日記と中世文化』森説社、一〇〇九年）一〇・一二頁、注

(11) 久水俊和「後花園天皇をめぐる皇統解釈の基礎的考察」、末柄豊編『戦国時代の天皇』（山川出版社、一〇一八年）七八・七九頁を参照。

(127) 注（20）村田正志「證註椿葉記」四一・二六一頁。

(128) たとえば『貞觀政要』（『新撰漢文大系』）「求諫」の「惟君臣相遇、有^レ同魚水、則海内可^レ安」などがあげられる（一四三貞）。同前村田正志『證註椿葉記』二六三頁も参照。

(129) 『後花園院御消息』（群書類從）第九輯五四・五六六頁。

(130) 『親長卿記』文明二年（一四七〇）正月二十三日・二月五日条。

(131) 同前、文明三年（一四七一）正月二十六日条。

(132) 注（11）久水俊和「天皇家の追善仏事と皇統意識」。

(133) 飯倉晴武氏は後花園が光厳院同様、政治や社会の不安のなかで仏道への志向をいたからだとする（同「地獄を二度も見た天皇光

嚴院」吉川弘文館、二〇〇一年、二二三頁）。また光嚴院が持明院統の嫡流として崇光院流に所領等を相続させようとしたことにも留意したい（注（20）村田正志「證註椿葉記」一三・一四四頁、深津睦夫『光嚴天皇』をさまぬ世のための身ぞうれはしき』ミネルヴァ書房、二〇一四年、一二四・二三六・二三四頁）。

(134) 松蘭斎「持明院統天皇家の分裂」（同『日記の家—中世国家の記録組織』）吉川弘文館、一九九七年、初出一九九三年）一九〇～一九

三頁、注(78)同「中世の宮家について」。

(135) 相馬万里子「代々琵琶秘曲伝受事」とその前後—持明院統天皇の琵琶—」(『書陵部紀要』第三六号、一九八五年)、同「琵琶の時代から笙の時代へ—中世の天皇と音楽—」(『同』第四九号、一九九八年)、豊永聯美「後光厳天皇と音楽」(同『中世の天皇と音楽』吉川弘文館、一〇〇六年、初出一九九八年)一三六~一三七・一四八頁、同『天皇の音楽史—古代・中世の帝王学』(吉川弘文館、二〇一七年)一七九・一九〇・二〇〇頁、三島曉子『天皇・將軍・地下樂人の室町音楽史』(思文閣出版、一〇一二年)一六一・一八〇・二〇四頁、注

(14) 末柄豊「十三絃道の御文書」のゆくえ。

(136) 注(11)久水俊和「改元と仏事からみる皇統意識」、同「天皇家の追善仏事と皇統意識」。

(137) 『満済准后日記』正長元年(一四二八)七月十一日・十六日・十九日条。

(138) 『看聞日記』永享二年(一四三〇)十一月三十日・嘉吉二年(一四四三)十月二日条。

つきましては、二〇一八年中に各雑誌、紀要、論文集等に論考を発表になられた方は、誠に恐れ入りますが、論考の抜き刷りまたはコピーを、二〇一九年一月三一日までに一部ご寄贈いただきたく お願い申し上げます。

「回顧と展望」号にむけて、各執筆者の便をはかり、編集作業の円滑を期するため、何卒ご協力下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、PDFファイルで送付していただくことも可能です。詳しく述べては史学会ホームページ <http://www.shigakukai.or.jp/> をご覧下さい。

抜き刷り募集

当編集委員会では、毎年「回顧と展望」号編集のため、ひらく文献を収集しておりますが、ご承知の通り、論考の数が年々増加しており、その入手にはたいへん苦労しております。